沼津市芹沢光治良記念館　2階市民ギャラリーの使用申請等について

・沼津市芹沢光治良記念館　2階市民ギャラリー
所在地：〒410-0823　静岡県沼津市我入道蔓陀ケ原517-1　沼津市芹沢光治良記念館　2階
使用可能スペース：床面積約100平方メートル（壁8面〈約2×3メートル〉含む）
使用可能備品：移動式展示ケース計4台・壁面用ワイヤーフック・移動式壁パネル5枚　等
使用料　　：無　料
使用用途　　：展示・コンサート　など
対　　象　　：市内外の個人・法人・団体（営利目的でない）
使用期間　　：原則１か月以上３か月以内（コンサート等の場合1日のみなど応相談）
募集期間　　：常時

2階市民ギャラリーの使用を希望する場合は、下記の手順で申請をしてください。

〇申請方法

1　使用したい期間等について空き状況等を下記までお問い合わせください。

問合先
名称：沼津市芹沢光治良記念館（〒410－0823　静岡県沼津市我入道蔓陀ケ原517-1）
電話：055－932-0255（月曜（休日にあたる日は翌平日）、休日の翌日（土日を除く）、年末年始（12月29日～1月3日）を除く9時～17時）
メールアドレス：kojiro@city.numazu.lg.jp

2　下記の指定の書式（データ）に必要事項を入力いただき、電子メールで送付またはA4サイズで印刷したものを当館にお持ちいただくか郵送で下記の宛先までお送りください。
紙媒体でお申し込みいただく場合、印刷した書式に必要事項を手書きしたもの（鉛筆不可）でも構いません。

申し込み方法
以下の3つの書類を各リンク先よりダウンロードまたは記念館にて入手してください。
計3枚
（1）　使用許可申請書（芹沢光治良記念館）（1枚）
（2）　2 階市民ギャラリー利用企画申請書（芹沢光治良記念館）（1 枚*）
（3）　確約書（芹沢光治良記念館使用申請）（1枚）

*このほか、使用する際の展示やコンサート等の概要がわかる参考資料等がある場合は、あわせてデータ（pdf等）または紙媒体で提出してください。

〇必要書類の入手方法
下記の2通りの方法があります。
(1)　沼津市役所ホームページ（下記）にて、上記の書類をダウンロードする

「静岡県沼津市公式ホームページ」
URL:https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/todokede/shinsei/bunya/bunya.htm#bun19
（ホーム（トップページ）→市民のみなさんへ
→申請書ダウンロードサービス→分野別検索→教育　内）

(2)　沼津市芹沢光治良記念館にて直接入手する（*この場合、紙媒体になります）

3　その他（注意事項）

・申請は原則、使用したい期日の７日前までにしてください。
・申請後、沼津市教育委員会による審査の後、適当と認めた場合のみ貸出します。申請時点で使用を確約するものではありませんので、予めご了承ください。
・営利目的での申し込みおよび館内での営利行為は禁止されております。
・使用に際しての注意事項は下記をご参照ください。

沼津市芹沢光治良記念館　2階市民ギャラリー等の使用に際して

○沼津市芹沢光治良記念館展示室使用要領（抜粋）

沼津市芹沢光治良記念館条例第８条及び沼津市芹沢光治良記念館条例施行規則第９条の規定に基づく沼津市芹沢光治良記念館展示室（以下「展示室」という。） の使用について、次のとおり要領を定める。

２　企画展の期間は、原則として1月以上3月以内とする。
４　企画展に係る経費は、使用者が負担するものとする。
５　使用者は、企画展の展示に当り、記念館の所有する備品等を使用することができる。
６　作品等の搬入、搬出及び展示は、原則として使用者が行うものとする。
７　この要領に定めのない事項については、教育委員会が別に定める。

○沼津市芹沢光治良記念館条例施行規則（抜粋）

（遵守事項）
第 10 条　入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
（１）　建物、設備、備品、記念館資料等を損傷し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
（２）　許可を受けないで展示品の模写、撮影等をしないこと。
（３）　許可を受けないで募金、物品の販売その他これらに類する行為をしないこと。
（４）　所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
（５）　他人の迷惑になるような行為をしないこと。
（６）　その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

このほか、館内での飲食は禁止です。